

第十六回 参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)午前十時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 上原 正吉君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

松本治一郎君
松永 義雄君
松原 一彦君
野本 品吉君

政府委員

内閣官房副長官

江口見登留君

南方連絡

石井 通則君

行政管理局

岡部 史郎君

文部省大学

稲田 清助君

事務局

常任委員 杉田正三郎君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 村上 一君

大蔵大臣官 村上一君

文部大臣官 福田 繁君

厚生大臣官 島中 順一君

農林大臣官 武田 誠三君

農文書課長 家治 清一君

水産庁漁政

部漁政課長

本日の會議に付した事件

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣送付)

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○理事(竹下豊次君) 只今から内閣委員会を開会いたします。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案を議題に供します。御質問がありましたらこの際……。

○野本品吉君 戦争の最後の段階に南西諸島ななく沖繩の公務員の方々……

が祖國防衛の中核といたしまして、文字通り幾千百千の犠牲者を出して働いて下さつたのであります……

らの人に対して殆んど何ら報いることなかつたことを、非常に私は氣の毒でもありませんし残念に思つておつたのですが、今度この法律案が出され……

たことを心から喜んでおる者です。なお極めて簡単なことでありますけれども二、三お聞きしておきたいと思……

います。それはこの琉球政府といふものと琉球の米國の民政との關係とい……

ふものは一体どういふのですか、具體的に承わつておきたい。

○政府委員(石井通則君) 只今の御質問にお答え申し上げます。御承知のこと……

と昭和二十一年一月二十八日からい……ゆる行政分離によりまして、アメリカの軍のほうで南西諸島を管理して……

ましてもその第三條に基きまして立法、司法、行政の権力を行使いたして……

おります。そこで、現在アメリカ側としてその行政、司法、立法の管理を……

たしておりまする機關をいふゆる琉球民政府と申しておりますが、今日まで……

その管理下におきまする自治政府と申しますか、或いはその補佐的な政府と……

申しますか、現在その現地人の行政機構を琉球政府と申しております。この……

琉球政府はアメリカの管理の下におきまして司法、立法、行政をやつてお……

るのであります。が、國際法的には對外的な折衝をする権能を持つておりませ……

ん。なお又その琉球政府が行政、立法、司法を行使いたします場合には……

きまして、アメリカの民政府は軍事上その他必要がありますればその行為を……

取消し、或いは又修正するといふ権能を持つておるのでございます。併しな……

がらその機構はだん／＼最近に至りま……する間におきまして、各種の直接アメ……

メカのいゆる民政府が実施いたして……おりまする機能を自治政府の琉球政府……

に委譲しつゝあるものであります。今日におきましては國際法上の政府と……

ております。

○野本品吉君 琉球、南西諸島の人達の本當の氣持は、この琉球政府のいろ……

いろな機關に最も明瞭に率直に表明されて来ると思ふのですが、その琉球の……

人達のそういういろ／＼な意思というやうなものもが民政府において逐次具體……

的に許容されて来るといふやうな傾向にあるか、只今のお話ですね。具體……

的に言いますとどんなふうに進んで来ておりますか。最初の状況から要點……

だけを承わりたいと思ひます。

○政府委員(石井通則君) 御承知のことく講和発効日以前におきましては、……

先ほど申し上げましたやうな日本本土の取きめというものに関しましては、……

殆んど琉球政府がその表面に立つことと許されていなくなつたのであります。……

又そのほかまゝ個々の事例を申し上げますと、一々詳細に記憶いたして……

ませんが、まあ最も我々が現地人の要望を取入れて民政府が措置して……

につきました喜んでおりますること……は、今年のこの正月から國旗の掲揚を……

ておりますし、今日はそういう面にお……

きましてはもう具體的な仕事について琉球民政府の了解を經由しなくてもや……

れるやうになつております。

○野本品吉君 これはまあ外交上の問題になるかも知れませんが、現地人の……

血の出るやうな内地復帰の要望というやうなことは現地においても上げるこ……

とが許されているか、又そういうことに對する民政府の態度と申しますかお……

差支えない範圍で承わりたい。

○政府委員(石井通則君) 現地の人達の日本復帰に関しまする要望は非常に……

熱烈なものがあるのでございまして、我々新聞或いは又現地の立法院で議決……

いたしてありまする議決に伴う報告によつて知つておりますが、これに関……

する外交折衝の問題は外務省で取扱つて……おりますのでその詳細なことはわか……

つておりませんけれども、私どものま……あ判断いたしてありますところによ……

りますと、アメリカ側におきまして非常……に好意的に研究してくれておるとい……

やうに思われるのでございませ……○野本品吉君 なお民政府に勤めてお……

他一切の附随的な給与はないのであり
ますし、又その自分保障的な取扱も一
切ないような状況で、我々向うの状況
を聞きまして、そういふ点におきまして
は非常に本土公務員の待遇と比較しま
して劣つておるようによ考えておりま
す。

○野本吉吉君 今の一万円そこ／＼の
待遇ということになりますと、物価で
も安くなければ生活がなか／＼容易で
ないと思うのですが、現実の生活程度
というものはその給与の面から想像し
ますと相当劣悪なものであると思われ
ますかどうなですか。

○政府委員(石井通則君) 生活の程度
でございますが、向うの事情と本土と
なか／＼比較は困難でございますけれ
ども、物価を例えれば食糧費にとつてみ
ますと本土の二・六、七倍程度によ
うでございます。従いましてそれから判
断いたしました生活の程度は非常に本
土から比較しまして悪いということが
言えるのではないかと申します。そう
いう関係でございますので、例えば
公務員の奥さん方も相当多数の人たち
が内職等をやつておるといふようなこ
とを聞いております。

○野本吉吉君 それからもう一つ伺
いたのですが、これは昭和二十三年九
月三十日政令第三百六号というので恩
給その他に関する政令が出ておるので
ございますか。そうすると、二十三年
から今日まで五六年たつておるわけ
です。この長い間この問題が処理
されておらなかつたというのはどうい
うわけですか。

○政府委員(石井通則君) 御承知のご
とく行政分離以後は南西諸島に居住い
たしまする元官公署職員との通信とい

いますか、日本政府としての通信は一
切禁じられておりました、それが昨年
の一月にようやく日本政府と元の官公
署職員との通信連絡が許可されたよう
な次第でございます。従いまして、二十
三年の御承知の政令は元南西諸島官公
署職員のうち、元沖縄県の職員であり
まして本土に居住いたしておられます者
については若干進行いたしております
けれども、それも本土におられます者
は非常に少数でありまして、大部分
は現地に居住いたしておられます関係
から殆んどあの政令は今日まで動いて
おりません。が、昨年申上げましたよ
うに通信が許可され、又昨年の四月十
四日元官公署職員の恩給或いは軍人遺
家族の援護の事務を処理するために那
覇に日本政府の連絡機関を設置するとい
う招聘状が参りまして、昨年八月に
那覇に南方連絡事務所を設置いたした
のでございます。この法案の中に御承
知のように附則で向うに支払ひ送金の
手続も規定いたしておるのでございま
して、二十三年の政令がおりますけれ
ども送金等の手続がつかまないと具
体的には処置ができないというようなこ
とになつておるような現状でございます。

○野本吉吉君 もう一つ伺います
が、恩給の事務の完全な処理のために
は、戸籍その他の制度と申しますかそ
れが大体必要な条件になつて来ると思
うのですが、そういう事務的な方面で
はすでに安心してこの仕事に取りかか
れる状態になつておるのでございま
すか。

○政府委員(石井通則君) 戸籍は御承
知のことと思ひますが、沖縄本島は大
部分が戦火で焼けてまして現在臨時の戸

籍要領を設けまして実施いたしてあり
ます。その他は旧戸籍法が行われてお
りまして、その他の地域につきまして
は問題なく処理ができることと思いま
す。
なお沖縄本島におきまして遺族の関
係でございますが、これに關しまして
は琉球政府といたしましてできるだけ
速かに戸籍を整備すると、こういふよ
うな方針で進んでおるのでございま
して、その遺族の発見等もこの法案の事
務の進行に連れまして整備して行くこ
とを考えております。

○野本吉吉君 私は一日も早く現実に
この支給が行われますためには、今言
つたような恩給算定に必要な諸条件を
整備するというのが大事な仕事にな
つて来ると思うので、この点に對し
はそうしますと大体遺憾なく算定事務
が進行して行くことのできる状況にあ
るといふことでございますか。

○政府委員(石井通則君) 大体そうい
うふうに我々考えておりますし、又
そういふふうに努力もいたしてござ
います。

○理事(竹下豊次君) ほかに御質疑ご
さいませんか。
○上原正吉君 大変なまけた質問で恐
縮なんです、この法案と今審議され
ておる恩給法の改正とは関連があると
思うのですが、現在衆議院で恩給法が
修正されんとしつづつあることは御承知
だと思つておられるけれども、これが修正
されましてこの法案も修正しなければ
ならぬというふうな箇所があるかどう
か。

○政府委員(石井通則君) お答えいた
します。第九條の未附遺者に関する規
定でございますが、その三項に「恩

給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第 号) 附則第二十七條の
規定」とあります。若しこの規定が修
正されることがありますればこの部分
は変更しなければならぬことになる
と思ひますが、現在のところ私も聞
いておりますところによれば、この
條項は余り変らないのではなからうか
と判断しておりますので、大体恩給
法の一部を改正する法律案の一部の修
正がありまして影響がないと現在の
ところ判断しております。

○理事(竹下豊次君) 大体本案に對す
る御質問はそうたくさん残つていな
いと思つておられますが、本件
はまだ予備審査でありますので本件に
對する質疑は打切りたいと思ひます
が、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

○理事(竹下豊次君) 次に保安庁法の
一部を改正する法律案を議題にしな
ければならぬのであります。保安
庁長官は差支がござりまして出席がで
きないやうであります。それで午前中
この程度でやめまして午後行政機関職
員定員法の一部を改正する法律案につ
きまして御意見を承りたいと思ひま
す。それでは午前中はこれにて休憩い
たします。

午後二時十七分開会
○委員長(小酒井義男君) それでは午
前に引続きまして内閣委員会を開会い
たします。
行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。大蔵省
の職員定員増減の理由の御説明を受け

とることいたします。
○説明員(村上二君) 議題となつてお
ります法律案のうち大蔵省関係の分を
御説明させていただきます。

法律案が御手許にあることと思いま
すが大蔵省の定員は元來二本建になつ
ております。これは法律案で御覧にな
るとおわかりになると思ひますが、参
考資料でもお手元で今御覧になつてお
ります資料でも總括表と申しますものが
ありますが、この總括表の表を御覧頂
きたいと思ひます。行政管理局から御
配布頂きました資料のほかに、なおこ
の前委員会の御要求によりまして細か
い事項の説明を附しました資料でござ
います。

そこで總括表を御覧頂きますと、大
蔵省は法律のいわゆる柱といたしまし
ては二本建になつております。本省と
外局である国税庁の二本になつてお
ります。改正前つまり現行の法律によ
ります定員は本省が二万四千六百六
名、国税庁が五万二千三百二十二名、合計いた
しますと七万六千九百八十八名という相
当な大きな世帯でございます。それが今
回の改正法律案によりますと、この資
料で御覧頂きますように本省が二万四
千五百七十一名、それから国税庁が五万
一千七百七十一名、右の欄に増減がござ
います。本省につきましては二十五名の
減、国税庁につきましては二百六十一
名の減、合計いたしまして二百七十六
名の減少をいたしまして、新しい定
員は七万五千八百二十二名というこ
とで、只今御審議を仰いでおるわけなん
です。

そこで増減の内訳をこれから御説明
するわけでございますが、それは資料
の二、内訳表といたしまして増減の各

事項にわたるプラス・マイナスがあるわけでございます。これはこの資料の内訳表以下を御覧頂きたいと思ひます。

そこで先ず本省でございますが、そこに増減の総表が付けてございます。本省の欄で御覧頂きますと増減理由といたうのが右のほうに付いてございまして、その資料が多少不正確でございますが、増減理由のうち左の欄に書いてあります1.2.3.と申しますのは増でございます。増が二百四十一名、それから右のほうの欄に書いてあります4.5.6.7.8.9.10と、これはいづれも減の事項でございます。この減が二百五十六名、そこで差引をいたしますと二百四十一名と二百五十六名の差額、十五名が本省で減になりますというところでございます。なお各事項ごとの御説明はこれから申上げることといたします。ついでに国税庁を御覧頂きますと、この総表で二百六十一名の減というのがあります。合せまして本省で先ほど申上げましたように大蔵省所管全体といたしまして二百七十六名減少いたすというわけでございます。一枚めくつて頂きますと内訳の御説明をいたします。資料の1.2.3.以下ずつと番号が今御説明申上げました総表の内訳表と全部一揃になつておりますので、それぞれ事項の説明が内訳になつておる。かように御了承頂きたいと思ひます。

そこで先ず増のほうの事項の説明を申上げます。増の事項は本省で三つございまして、一番は税制企画事務の拡充に伴う増でございますが、これは増員理由要旨ということで書いてございまして、従来主税局には税制課という一課がございまして、これは約四

十八の人員で処理をいたしておつたわけでございますが、四十人ではないにしても手が足りないという実情でございます。で、最近直接税のみならず間接税関係の改正が相当広範囲になつて参つております。のみならず地方税との関係その他国税と地方税の関係が相当重要な問題になつておることに御承知の通りでございますので、どうしてもここに最小限度の課を増設したいという考えで、二十三名の人員を増員したいというのがこの考えでございます。もつともこれは純増になりませんで結局ほかの各局を絞つておることに振替えておるといふことは、本省全体で増員になつておるわけで、御了承頂けるかと存じますが、主税局に限り増員を二課二課と分けまして内部の振替によつて増員をいたしたいというところでございます。どこから持つて来るかと申しますと、これは国税庁から持つて来たいと考えております。国税庁は御承知のように五万二千の世帯でございますので、決して余裕があると私どもから申上げるわけは参りませんが、二十三名程度のものは必要性によりましては本省に移し替えて差支えないのではないかと、かような考えをもちまして国税庁から本省に持つて来る、かような措置を内部の問題としてとりたい、かように存じております。

増員の第二番目の理由でございますが、2の連合国財産関係の事務でございます。これは御承知の通り講和條約発効後この連合国財産の損害の調査補償の事務というものが具体的に始まつたわけでございますが、実際に損害額を補償した実績は比較的まだ少いかと

存じますが、その要求の審査の事務は講和條約発効後急速に増加しておるわけでございます。その事務に當てますために十八名ばかり、それはその中の真中の辺に書いてございまして、既に存定員が六十八名ございまして、それを十八名増員をいたしまして八十六名にいたしたい、かように考えておるわけでございます。ただこの点も、この増の部分だけ御説明いたしますので、いかにもふくれるようなお感じがあるかと思ひますが、これは実は管財局内では課を削つてここに持つて来ておるのであります。あとで減のほうの御説明を申上げますが、要するに局内で仕事の重点によつて振替えて行くというところでございます。ただ資料の整理上増減で当て減は減で立てるといふ整理をいたしましたので、このこととしては増としてお考え頂く、かような資料になつております。

それから増員の第三でございますが、私設保税地域の出願増加に伴う税関特派職員増二百人、これは相当大きな増員でございます。増員要旨が書いてございまして、御承知の通り私設保税地域と申しますのは、申請によりまして税関から特定の職員を或る保税倉庫、保税工場等に派遣いたしました。そこにおける貨物の輸出入に關連いたしまして関税の事務を現地処理しておるわけでございます。これは御承知のようによつて一定の歳入を伴うわけでございます。表現は悪いんでございまして、一種の請願審査という制度でございますが、それが似たような制度でございまして、一つは相手方の便宜を図りまして同時に国のほうでもそこに特定の人を派遣して保税事務を処理

させるという相互の便宜を考えた制度でございます。この定員は一枚めくつて頂きますと既存定員が千二百名でございます。これは現在ではフルに充実にしております。のみならずそれに追加する要求が相当出ております現状でございますので、最小限度これを本年度におきまして二百名増員して千四百名にいたしたいということで、二百名の新規増員を當てておるわけでございます。以上が本省におきます新規事項による増員の事項でございます。大蔵省全所管を通じて増員事項としては以上の三点以外には全然ございません。

以下今度は減少のほうでございますが、先ず4として公団、閉鎖機關関係事務減少に伴う減二十七人、これはその理由並びに減員の内訳が書いてございまして、公団清算事務、閉鎖機關特殊の清算事務、これは相当ピツツを上げて進捗をいたしております。ただ在外関係に伴います閉鎖機關、例えば朝鮮銀行でございますとか、或いは台湾銀行でございますとか、そういう特殊のものの清算が相当残らざるを得ないと思ひますが、その他のものについては極力清算を進めております。そういった關係でございまして、その趣旨でございまして、その内訳で御覧頂きますように既存定員八十五名のうち、二十七名を絞つて五十八名といたすことと二十七名の減を立てたのでございまして、これは実は後所内部のことでございまして、先ほど増のほうで申上げました連合国財産管理補償事務の増加に伴う十八名というものがございまして、同じ管財局内で二十

七名を減じまして、そつちに實際の人員は振替えるというところにいたしておりますが、なお九名ばかりの純減がここに立つわけでございます。

それから五番目でございますが、内部管理事務の減少に伴う減十一名、これは恐らく各省を通じて減員が立つていゝるのではないかと存じますが、証券取引委員会、外国為替管理委員会、これはたしか去年大蔵省にそのまま引継がれたわけでございますが、その際に定員減少はやつていないのでございまして、ただ前におつた定員をそのままそつくり引取つておるわけでございますが、觀念的に申しますと、一般的な管理事務に於いては多少絞る余地があつたということで考えられるわけでございます。今回行政管理局の一般的な御方針にも従ひまして、ここに書いてございまして、四十六名のうち約四分の一絞るといふことといたしまして十一名の減少をいたしております。

その次に番号を申しますと六番でございますが、これも同様の理由でございます。まして、経済安定本部が縮小されまして、その中で事務の性質によりまして大蔵省に移管された部分があつたわけでございますが、そのときも旧来の定員をそのまま引取つたわけでございますが、そのうち何と申しますか管理部門、つまり一般的な會計とか庶務といたうような部分では相当余地がないことではない。こういう一般的な方針に従ひまして引取りました定員二十六名のうち十一名を落しまして十五名残すというところでございまして、十一名を絞つております。

それから七番でございますが、これ

は賠償指定解除固有財産管理事務の減少に伴う減二百人、これは相当大額な減少でございます。賠償指定解除固有財産と申上げますと、御承知だと思ひますが曾つて賠償指定を一遍受けましてその後解除されたわけでございまして大部分は旧軍の財産でございます。これがその後下げ或いは貸付等の民間で活用して頂くという処分をすべくきめたものが相当ございますが、なお相当残つておる部分がございます。そこで当初これには約二千ぐらいの管理要員が必要であつたのでございまして、売却その他国の手を離れずに従ひまして人員も逐次減少して来ておるわけでございます。で、ここに組織別配置定員の異動という表がございますが、これで見ると、既存定員即ち今の定員法で置ける人数は九百八十八人あるわけでありまして、併しこれが本年度内には相当財産を売却、その他処分が完了するといふ見込でございまして、その約四分の一に当ります二百人を減少したいというのが今回の改正案でございます。で、これは必ずしもこの二百人の減と、それから先ほど申上げました税関部の特派要員の増二百人と見合ひをとつたわけではございませんけれども、事務の性質、内容が違つたのでございまして、まあ所管全体として一方で必要なものがどうしてふくられるなら他方でその見合は少くとも減らしたい、かような考えをもちましてこちらで二百人の減少をいたしたい、かように考へておるわけでございます。

ただこの点はお断りしておきますが、今日になりますと法律が四月からは通りませんで、法律が通りました

直後からすぐ二百人を減らすといふことはいかに困難でございますので附制で御了承を得たいと思つておりますが、定員法の附則第二項に書いてございまして、十二月三十一日までの間は置いて頂く、つまりそれまでに逐次この人員を整理したい、かような法律の建前になつております。

それから十番は四名の減を突は主税局、理財局から立てておるわけでござ

見返資金管理事務の減少に伴う減、減理由に書いてございまして、対日援助見返資金特別会計は、今回の予算に伴ひまして産業投資特別会計が新設にございまして、それに残つた資金、残つた債権債務を引継ぎまして廃止することに予定してあります。産業資金特別会計の事務は相当あるわけでございまして、まあ観念的に申しますと多少幅が縮小してもいいんじゃないかという議論もございまして、既存定員としましては七名あつたわけでございまして、そのうち二名を落す、かような措置を考へております。

それが、前回の内訳表に附りまして本省関係をもう一度繰返しますならば、増の理由としては三つございまして、増計が二百四十一名、減の理由としては十ございまして二百五十六名、差引いたしまして十五名の減、いろ／＼出入りはございまして、本省全体として増員をしないのみならず多少とも減員するといふところでありたいと思つてございまして、今回の減員の趣旨でございます。

いた、全体としてできるだけ定員を縮小しようじやないか、而もその際極端な出血を伴うような整理をやめて欠員の何割かを落すといふような合理的な漸進的な整理をしたいといふような御趣旨を体しまして、その線に沿ひまして二百六十一名の減にいたしたい、かように考へておるわけでございまして、二百六十一名の算定根拠と申しますものは、これは内輪の試算でございますが、二十八年一月つまり本年当初におきます欠員が国税庁全体として八百七十人あつたわけでございまして、その三割という計算をいたしまして、丁度二百六十一名になるわけでございまして、それで八百七十名の欠員は非常に多いわけでございまして、五万二千の世帯の人事操作をやつておりました、何と申しますか一割と申しまして五千、一割が五百人でございますので、これくらいの欠員はやむをえないと申しますと失礼でございまして、常時ある程度で非常な異状な欠員があつたわけでは私どもも思ひます。併し全体の方針に従ひましてその三割程度は定員から落そうといふことで二百六十一名の減員を考へております。ただ国税庁は御承知のように税務の第一線でございますので、全体の御方針に従つた場合に第一線その他の末端事務に支障を生ずる、従つて納税者その他相手方に迷惑をおかけするといふことは相すまんとすることは、我々常々考へておりますのでございまして、その下に組織別配置定員の異動というものが書いてございまして、どこでどのくらい落すかといふことの一応の見込が考へられてございまして、国税庁で十六名、税務講習所で七名、国税局で百

九十四名、税務署で四十四名、この程度落しますならば、実際の事務に支障は先ずあるまいかといふふうに考へております。と申しますのは、国税庁、国税局、税務署はそれ／＼人事或いは文書、庶務、会計といつた一般管理事務が相当あるわけでございまして、この辺でこれくらいのパーセンテージを落すならば実際に第一線に支障があるといふことは先ずなからうかといふふうに私も考へておる次第でございます。

以上が今の増減理由の御説明でございますが、ただあとにつけてございまして、先ほど新規増員のうち非常に大きいといふふうなお感じがあるかと思ひましてつけましたのでございまして、特派税務官吏二百名の資料でございます。そこでございまして、これを右の端の合計欄で御覧頂きたいんですが、二十八年五月末という欄が下から三段目の右のほうにございまして、そこで申しますと、特許件数千四十一といふのがございまして、これはどういふものかと申しますと、個々の会社工場から申請がありまして、審査の結果それならば私のほうとして特派官吏を派遣いたしましたようにいふうに審査の結果認められた件数でございます。その下の千二百名がその結果派遣した人員、件数と人員と多少食違ひがありますのは、大きな所には一カ所に二名以上派遣してある所があるといふことでございます。ところがその後六月中に、そのすぐ下を御覧頂きますと、いいんですが、百九件の出願がございまして、その下の二百七十一件と申しますのは、これは全く見込でございまして、例年の推定をとつてみますと少く

九十四名、税務署で四十四名、この程度落しますならば、実際の事務に支障は先ずあるまいかといふふうに考へております。と申しますのは、国税庁、国税局、税務署はそれ／＼人事或いは文書、庶務、会計といつた一般管理事務が相当あるわけでございまして、この辺でこれくらいのパーセンテージを落すならば実際に第一線に支障があるといふことは先ずなからうかといふふうに私も考へておる次第でございます。

とも二百七十一件ぐらゐの申請が今後年度内に見込まれるというような情勢でございます。そこでいろいろ勘案いたしまして少くとも二百名の増はこの際認めて頂きたいというのが原案でございます。もちろんこれは出願がありましてたゞごとくそのまゝ認めておるわけではございませんで、相手の状態、規模、そついつたものをよく審査いたしまして認めておる問題でございます。そこでこの次の表はそれを簡単にグラフで書いておりますが、そこでも元にかえりまして一番上の表を見て頂きますと、もう一遍繰返すようでございますが、本省では増減の事項を申し上げますが、全体としてふくらざなという建前を堅持いたしまして十五名の減になつております。国税庁は欠員がございましたが、その三割が少くとも減少するといふ建前から二百六十一名の減、大蔵省所管全体としては二百七十六名の減といふことで御審議を頂くことになつております。

多少余計なことかも知れませんが附け加えますと、今回のこの定員減少によつて政府として然らば實際の出血を見るであらうかといふことに關しましては、大体出血はないといふふうな考へております。ただ極端に成績の悪い者とかいふような本人自身に關しての場合にはあり得るかと思ひますが、全体としては欠員の三割といふところで抑えておりますので、このために特に積極的な出血を意圖しておらないといふように申上げ得るかと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 只今の大臣省関係の増減理由説明に關する御質疑

が、この一月ぐらゐを見ますと支払の増がそれほど伸びな。従つて輸出の増が若干ございますので、差引いたしますとやはり支払超過でございます。先月の支払超過に比べますと、最近の支払超過のほうはやや落ちて来ておるといふ実績でございます。ただ件数といたしましては、やはり細々したものが相当ふえましたのと、それからいろいろなやはり勘定ごとの例えはドルでございますとか、オープン・アカウントでございますとか、そういう勘定ごとのいろいろな入組んだ申請が相当ふえて参りました。で実務としては必ずしも減少しておられませんのみならず、總数がふえておりますのでやはり相当な件数としては増加しておるといふことでございます。

○野本品吉君 東京、長崎の税関の新設に關する第二の問題はどういう關係がありますか。

○説明員(村上一君) お答え申上げます。東京税関の長崎の新設は、御承知と思ひますが先の国会に実は提案をいたしまして、衆議院を通過いたしました。参議院の委員会も通りまして、本会議直前半日の差で実は解散で流れたのでございます。又同様のものを今度の国会に出直しましてこれは両院とも原案の通り通過しております。そこで今御質問の定員はどうするかという問題でございますが、実は定員はそのために増さないといふことで考へております。で、まあ欲を言いますならば私ども新設でございますから、増員して頂きたいのはやま／＼でございますが、まあ今御説明申上げましたように、特派官吏の二百名の増もございすし、何とか中でこの際はやりくりをいたしまして賄いたいといふのでそのために増は全然考へておりません。

○竹下豊次君 近頃貿易の状態はどうなですか。新聞を見ますと余り景気がよくないようなことですが、これには又貿易の発展に伴いといふ説明で……、出願件数は多くなつてゐるんですか。

○説明員(村上一君) お答え申上げます。今正確な数字を持ちませんが、数字的な御説明はできませんが、件数が増加しておりますことはたしかでございます。最近の傾向で申上げますと、輸出は若干ながら累月伸びております。ただ支払の増が相当やはり増しておりますのが最近までの趨勢でございます。

が、この一月ぐらゐを見ますと支払の増がそれほど伸びな。従つて輸出の増が若干ございますので、差引いたしますとやはり支払超過でございます。先月の支払超過に比べますと、最近の支払超過のほうはやや落ちて来ておるといふ実績でございます。ただ件数といたしましては、やはり細々したものが相当ふえましたのと、それからいろいろなやはり勘定ごとの例えはドルでございますとか、オープン・アカウントでございますとか、そういう勘定ごとのいろいろな入組んだ申請が相当ふえて参りました。で実務としては必ずしも減少しておられませんのみならず、總数がふえておりますのでやはり相当な件数としては増加しておるといふことでございます。

○竹下豊次君 その二百名の増といふものは請願巡査みだりなものでないか。請願巡査のようだとすると表現は実質は余り的確でないかも知れませんが、語弊があるかと存じますが、つまり申上げました趣旨は、相手方の申請を受けましてこちらがそれを審査しまして、これはよろしいと考へたときにその工場なり保税工場へ派遣するわけでございます。

○竹下豊次君 費用は出願者から出さるわけではないのですか。

○説明員(村上一君) はあ、国がその人件費相当額を歳入として取つておるわけでございます。

はそうでしたか。たしかそうであつたと思ひます。

○竹下豊次君 そうして何のなにがしという注文はさせないけれども適當な人を送り込む。併し費用はその地方からか或いは会社あたりから支出させらる、こういうことと同じですか。

○説明員(村上一君) お答え申上げます。その点は全く同様でございます。向うから申請がありまして審査してよろしいとなつて出しますが、ただ何の誰をよこせといふ注文には当方は応じておりません。ただ適當な人を派遣するわけでございます。その際人件費相当額は歳入として国が取つておるわけでございます。

○竹下豊次君 そうしますと、その請願した者の立場から見ますと、期限の長い者、短い者もあるんじゃないかと思ひますが、その点はどうなりますか。

○説明員(村上一君) お答え申上げます。大体出願のときに期限をつけて申請されるのが通常でございます。ただ余り期限の長いものを一筆に認めるということもないかと思ひます。で、まあ例えれば三年、五年といふような出願に對しましては、まあ大体この工場ならば三年ぐらゐは出してはよろしいと思ひますが、一応一年で切つて又その際延ばすといふような措置を通常は取つております。

そこで今お手元に差上げました資料の中で、別紙一というのがございますが、これは終紙から二枚目でございます。その例えは上から二枚目の欄を見ますと、出願特許、そのうちに減少といふ欄がございます。これはおおむね

期限の切れるものがございます。期限が切れてそれが又新規の出願になつて実はダブつてゐるものもありませんけれども、減少と申しますのは一通認めても、期限が切れる、或いは途中で極端な場合には何か不正の事故がありましてその特派を取消するといふような場合もございしますが、普通の場合には期限が切れるといふものがこの減少件数というところで上つておるわけでございます。従いまして通常の場合には極端に長い期間を認めませんので一年といふようなことで通常処理しております。

○竹下豊次君 そつと、やつぱり千余人といふものは全部請願によつてということになるわけですか。

○説明員(村上一君) さうでございます。

○竹下豊次君 それはいつ頃からできておりますか、その制度は。

○説明員(村上一君) ちよつといふ頃からといふのはたしかでございますが、勿論戦前からさうでございますけれども。

○竹下豊次君 その請願巡査と私は昔一緒に働いたことがあるんですが、直接それが行われるものでありませんので、全く雇用人のようにはなりませんけれども本人が非常にひげを感ずる、つい執行が弱くなつて行くといふ弊害が元の請願巡査には非常にあつたもので、それでかなり定員も多いため、今これを請願でなく本當の普通の役人と同じようにしろといふなら予算の關係があるだろう、その御考慮かと思つておりますが、そんな問題は大臣省で今日まで起つたことはなかつたんですか。

度だとかように存するわけでありま

す。
○委員長(小酒井義男君) ほかに御質問ないようでしたら大蔵省関係の質疑は一応打ち切りたいと思いますが、異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小酒井義男君) それでは御異議ありませんので一応大蔵省関係の質疑は打ち切ります。

次に文部省関係の定員増減の理由の説明を求めます。
○説明員(福田繁君) お手元にお配りいたしました資料によつて御説明申上げます。

文部省の定員は二十八年四月一日現在におきまして六万三千四百八十八人です。その中で内部事務局が千五百八十八人、国立学校が六万一千五百四十八人、所轄機関が四百五十人、その他に外局にいたしまして文化財保護委員会が四百五十人、こういふことになつておりました合計いたしますと六万三千五百九十八人。

この定員につきましてお願いいたしておりますのは、本省関係におきまして増減がございます。それにつきまして、その内訳は大体本省の内部事務局につきましては、欠員関係の三割減といふことと、文部省でやつております広報活動の事務の整理といふような関係で合計四人が減といふことになつております。そのほか文化財保護委員会では欠員の三割減に伴うものといひまして一名の減がございます。従いまして減は五人でございます。それから増にしまして百五十九人でございますが、この百五十九人の内訳は百五十五人が国立学校の短期大学の設置

だとか、或いは学部の独立といつたような二十八年年度の予算に伴いますとこの定員の増でございます。それから所轄機関の四名の増は、お手許に差上げました資料の中に書いてございますように、国立遺伝学研究所の増員でございます。細かい各学校の資料も差上げてございますが、それにつきましては一々説明をさして頂くのは省略させて頂きたいと思ひますが、大体概略申上げますとそういう事情になつております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 文部省関係の説明に対して御質疑ありませんか。
○竹下豊次君 先ほど大蔵省の御説明のうちにも欠員の三割を標準にしてとのお話でありましたが、今もそういうお話、それは内閣で全般的におきまになつた標準なんでしょうか。

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答え申上げますが、これは御承知の通り今年二月二十四日の閣議決定におきまして、今年一月一日現在の各省の欠員のうちその三割を定員の中から落し、そして、そうして定員法を改正する、こういう閣議決定に基づきまして各省一律でございます。

○野本吉吉君 東京大学、東京教育大学等の研究施設の設置というのがありますが、これはどういふ内容のものでありますか。ちよつと御説明をお願いいたします。

○政府委員(稲田清助君) これはいろいろございますのですが、只今お尋ねの研究施設の設置といはしますと、東京大学では宇宙観測所を設置いたしました。もう一つの教育大学の御質問でございますが、これは附属学校の部分だ

と思ひます。この附属学校の学級増であります。
○松永義雄君 文部省にちよつと聞きたいのですけれども、今研究費の話が出ましたが、最近科学振興ということ非常にやかましく言われておりますが、例えば東大、まあ場所は余り指定しないのですが、行つて見ますとどうも研究費が足りない、中途はんばだ、そういうことを聞くのですけれども、そういうことはあなたのはうで感じられておられるのですかどうですか。

○政府委員(稲田清助君) 御指摘のうらにやはり今日の学術の進歩、これに追隨し又我が国として特色を出すという点から見ますれば、現在の研究費は決して十分ではないのでございます。ただ御指摘の東京大学あたりにつきましては、一昨年度におきまして講座研究費を倍にいたしております。それから只今御審議頂いております予算におきましては、研究費につきましては一・五倍にいたしているわけでありまして、十分ではございませんけれども、我々としては将来更に充実を期したいと思つております。

○松永義雄君 そこでお尋ねしたいのですけれども、これは非常に大きなものを、物の見方なんです、現在の日本の復興のためにどうしても研究に待たなければならぬというの、一般の通説ほどにもなつていないでしようが、そこまで行つていふと、言つても過言でないと思つておられるが、その点に關して極めて政府は関心が薄いし、文部省としても熱力が足りないのじやないかという気がするので、すけれども、重ねてその点を一つお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) その前にたいへん恐縮でございますが、今一・五倍と申しましたのは申し足りないのではありませんが、一五%の増と訂正して頂きます。

それから只今の点、もとより我々もいたしましても重要な問題と考へておられます。今御審議頂つております定員増にも關係いたします。今年の新らしい施設で申しますれば、例えば東京大学に應用微生物研究所を設けております。これは農学、工学或いは医学等につきまして、まあ最近こういう微生物の問題が非常に重要である。これがひいて御指摘の産業振興なり国力の充実の基礎にもなるという面、その一助としてこういうものを考へているわけでありまして、そのほか文部省所管の大学においていたしますもの、或いは直轄研究所の基礎研究、或いは基礎がかつた應用研究でございます。直ちに應用とは結び付かないのでございまして、そういう基礎の充実の面で年々心がけております。十分ではございませんが、我々としては充実したいと思つております。

○松永義雄君 少し文部省に対して拍車をかけなければならぬと思ひます。丁度今借りて来たのですけれども、世界選報に出ておりました美濃部亮吉さんが翻訳している論文がある。その原本がこれなんです、時事通信から借りて来たのですが、西ドイツでは五カ年計画です、輸出超過になつていふ。然るに日本は五カ年たつても依然として輸入に頼つていふ。更に進んでその記事を読んでみて、日本だつて五カ年の計画で輸出超過になるべきはずだ、こういう結論が出ていふ。それだ

から特に美濃部亮吉さんが御紹介なすつたものかと思つておりますが、予算を見ますと科学技術審議会です、その出している出版物によりまして、日本の研究者一人当りの予算経費がたしか二万三千元、然るにアメリカでは一人当り六十六万円に達して居る。更に日本の一切ひくるめて一般会計で研究費と称するものが十七億円で、一般会計予算の一分何厘でしか及ばない。何も数字によつて特許とか発明が生まれて来るものではないのでありまして、併しこれに手伝つて行かなければならぬのであるし、又手伝えばそれだけに効果を發表するものであるといふことは常識上考えられるのですが、日本の復興に對して西ドイツと比較するわけではないのですけれども、余りにも遅い。どうも数字的に見てその方面の努力が足りないといふことがはつきり断定される。その衝にあたられるのは文部省であらうと思つては、もつとも農林省にしましては農事試験場ですがそこで試験をやつていふ。ひとり文部省だけではないのですが、併しその基本を進めて行くといふ点においては文部省の所管じやないかと思つておられる。どうも熱が足りない。そういう方面に努力が足りない。ほかのことでは熱心であるかも知れないけれども、少々皮肉かも知れませんが、どうもそういう点では文部省は努力が足りない。日本の復興は何しろ急でなければならぬ。これは独裁法の規定に第一に個人の創意によつて日本の復興を図るのだとあるのですが、そういう法律が死物のようになつていふ。而もなおその法律の改正が行われて現在輸出組合法ができてそ

れを抑えようとして傾向が現れて来ている。そこにはそういう必要があつて、そういう法律を作らなければならぬといふことから出て来たと思ふのであります。その根底に流れているところの思想といふか考え方がこれを輕視されているのじやないか。どうもそういう点で文部省はおくれをとつて、そのじやないか。微力ながら我々にしても審議会の諸君に会つてこちらが突破をかけられてそれは成るほどなと思つて私もかげながら努力しているのです。どうもそういう方面に使う金が極めて少いという感じがするのです。もうこれは私の意見なんで別に特に定員法で論ずる筋じやないと思ひますが、一言ここで評價をほらしたわけでありませう。

○野本品吉君 只今松永さんからあつたのですが、私も実はそういうことを常に感じて居るやうなわけですが、それで一つお伺いしたいのですが、スタツプとかそれから各省庁の特殊な研究施設と大学の研究施設といつたようなものは、何か関係を持つて総合的に動いて居る面はあるのでございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 文部省の所管いたしておりますのは大学といひ又研究所といひこれは基礎研究でございませう。御承知のように工業技術院とか或いはその他の通産省関係、労働省関係、農林省関係は応用方面、直接産業振興に結び付いた面の研究をやつておられ、その総合、調節、連絡といふものを内閣に設けられております。只今お話のスタツプとしてはここへ各省次官が委員となつておきまして、一面又日本学術会議から選出されました学術会議の会員その他学識経験者が委員になつておられて、そこで学術會議と政府側との連絡、それから政府間の連絡をいたすわけでございます。そういうようなまああんなばいになつております。

○野本品吉君 それ極めて形式的で低調であるといふことを聞いておるのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) まあ直接我々の所管でないのでもございませう、いろいろ御批評もございませう、けれども、我々といひましたはせつつかく設けられましたこのスタツプの機構を更に充実發展いたしまして、我々の立場の基礎研究、各省関係の応用研究をもつと密接に御連絡願ひたいと思つております。

○野本品吉君 私は先日大臣にちよつと質問したのですけれども、大体文部省はそれでないかも知れませんが、文教の問題は消費であるといふやうな觀念がまだ一般にもありますし、文部省自体にもそういう遠慮があるのじやないか。私は、まあ教育技術とか文部省のやつている文教の問題もあるし、それが生産だといふ觀念に徹しない限り、文部行政といふものは強力に推進できない、立上らない。又そういう考えで政治をリレーするといふやうな工合に持つて行かなければ、永久にやはり文部大臣は伴食大臣で終るんだといふやうな考えを実はして居るので、この点についてもつと教育即生産といふ考え方を強く持つて頂きたいと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(稲田清助君) お言葉のやうに教育或いは学術研究は最も利廻りの多い投資だと私も心えております。○松永義雄君 文部省の予算と厚生省の予算くらい削りやすいものはないといふのが一般の話になつておりますが、もう少し自信を持つてしつかりしてもらわないとだめなもので、具体的に東京大学の事例を私は上げようと思わないのですが、直接に聞いているから私申上げて居るので、実際それじや中途半端で持出しだと言つて居る、だめだ。これは学者の意気込みは大したものので大いに尊敬にあたいする方も相見受けて居るのですが、そのくらい犠牲を払つてとにかくこつ／＼勉強してやる。そういうものが文部省によつてさつぱり表現されておらないので、具体的にもう少し熱を出してやつて頂きたい、くどいようであります。

○上原正吉君 北海道学芸大学の八名の増員の目的は北海道開発という題目がついておられますが、これはどんなことですか。

○政府委員(稲田清助君) 北海道は非常に特殊な状況でございまして、人口増加なんか入植十年計画を将来に持つておられますし、又人口増の将来の見通しばかりでなく現在非常に児童生徒数に比しまして教員の数が足りないのでもございませう。そこで昨年度も又今御審議をお願いいたしております予算におきましても、教員養成大学の学生の増をいたしております。その学生増をいたしました関係上教員の定数がそこに増加になる、こういう関係であります。

○委員長(小酒井義雄君) それでは文部省関係の定員増減に関する質疑はこの程度で打ち切りにいたして次に移ります。

【速記中止】

○委員長(小酒井義雄君) 速記を始め下さい。次に厚生省関係の定員増減の説明を求めます。厚生大臣官房人事課長島中順一君、

○説明員(島中順一君) 厚生省の定員は改正前におきましては四万六千二百七十七名でございました。それでこのたび増員が百十三名で、減する者が五百四名でございましてその差が三百九十一名の減少になつております。従ひまして四万六千二百七十七名から三万九千九十一名が減員になりまして四万五千八百八十六名の定員に相成ることになります。

細かく申上げますと、増員の分の最初は日雇労働者健康保険法の実施に伴う増が十名であります。これは日雇労働者の業務外の事由による疾病又は負傷及びその被扶養者の疾病又は負傷に對して保険給付を行い、生活の安定をはかるために本国会に提出中の日雇労働者健康保険法の実施に要する増員でございませう。

次は国立療養所の増床に伴う増員でございませう。これは昭和二十七年増床事業計画によりまして五百床の整備が完了いたしましたのでございませう。これに對して医師十一名、看護婦二十五名、それから炊事婦が十二名、その他の用人が七名、計五十五名の増であります。増床の療養所は、東北新生園が二十床、多摩の全生園が六十床、駿河が三十床、長島愛生園が七十床、邑

久光明園が七十床、青松園が二十床、菊池恵楓園が七十床、星塚敬愛園が三十床、松丘保養園が三十床となつております。

次に国立光明寮の学級増に伴う増加が四十二名でありまして、これは失明者を保護してその更生を図るために設けられたもので、本年二百十名の入所設備が完了いたして七学級増級するたためにこれに要します四十二名を増員するわけでありませう。

次に保険行政の監察事務の強化に伴う増員をいたしまして六名の増でございます。これは都道府県保険課及び社会保険出張所が行う社会保険の給付及び徴収事務の適正な運営を確保するために、本省においてもつばら監察に從事する職員を六名増加いたしましたわけでありませう。以上が増員でございませう。

あとは減員でございませうが、その第一は麻薬取締法の全面改正により、取締事務の一部が地方委譲になりましたので百四十六人の減少となります。これは第十五国会で麻薬取締法が改正されまして、麻薬の卸売業者、小売業者、施用者、管理業者、研究者に對する免許などの事務が都道府県の機関に委託事務として移されることになりました。従つて今までの国の職員でありました地方麻薬取締職員のうち百四十六名が地方に委譲されるというやうなふうになることになつて居ります。

それから次が広報事務の縮小でございますが、これは各省各々に広報の仕事につきまして三割を減少するという事で三名の減少になります。

それから次は旧経済安定本部から移管された事務の整備簡素化に伴うもの

がこれも五割減でございまして五名の減になつております。御承知のように昭和二十七年年度の行政機構の改革の際に経済安定本部から移管合併されました事務のうち価格安定関係の事務の五割を減じた次第であります。

次が国立病院の地方委譲に伴う減で三百四十二名の減員になつております。これは国立病院のうち秋田、山形、飯坂、若松の国立病院が県に委譲になりましたので、これに伴いまして職員を地方公務員に切替えるために三百四十二名の減員になつたわけであり

ます。次に事務処理の合理化に伴う減でありまして七名の減であります。これは引揚療護所の職員でありまして、これは先般の閣議の決定によりまして、欠員の三割を減少するという事で七人ほど減少したわけでございます。

それから次が金管理法の改正に伴う減でございまして、これも一名の減員でございまして、これは本特別国会に提出されております金管理法が施行されることになりまして、歯科用の金地金の加工業の認可とか或いは地金の割当に関する事務が不要になりますので、その関係で事務の合理化を図つたわけでありまして、以上簡単でござい

ます。○委員長(小酒井義男君) 厚生省関係の説明に御質疑がありましたらどうぞ。○野本吉吉君 旧軍人軍属の恩給扶助料その他の仕事が恩給局に移管されるということになるようございまして、援護法に關係した事務はそれによつて減少するということはないのでござい

○説明員(島中順一君) 援護法は本国会で恩給法の改正ができますと、雇用人を除きまして大部分の者が恩給局の事務に相成るわけでありまして、ただその恩給の手続經由官庁といたしましては引揚療護所が当ることになりますので、その意味におきましては大体遺族援護法の仕事は大部分は終了いたしました

○野本吉吉君 そうすると、その事務が一方へ移つて行つても厚生省で所管してあります仕事に現在おる人が依然として入用だということですか。○説明員(島中順一君) 大体そういうことではあります。

○竹下豊次君 国立病院の地方委譲ですが、これは地方の希望によつて委譲される何か基準があるのですか。○説明員(島中順一君) 国立病院は今まで国立病院として国でやつておりましたが、大体病院といたしましては特殊の性質のものを除きましては県で病院を経営してもらつて、こういう建前で国立のものはこのうちで数県に亘つて必要なものだとか、或いは特殊性のある病院、例えば山中病院のように整形を非常に専門とするそういうものを国立でやることにいたしました。そのほかは府県と話し合つておけるだけ府県で経営する、こういう方針であります。

○竹下豊次君 重ねてお尋ねいたしますが県がそれを引受けまして、県として相当に経営に困つておるということはありませんか。○説明員(島中順一君) その点はいろいろ

○竹下豊次君 重ねてお尋ねいたしますが、これは引受けまして、県として相当に経営に困つておるということはありませんか。○説明員(島中順一君) その点はいろいろ

○竹下豊次君 重ねてお尋ねいたしますが、これは引受けまして、県として相当に経営に困つておるということはありませんか。○説明員(島中順一君) その点はいろいろ

○竹下豊次君 重ねてお尋ねいたしますが、これは引受けまして、県として相当に経営に困つておるということはありませんか。○説明員(島中順一君) その点はいろいろ

○竹下豊次君 政府から県に話こまれて引受けるといふ所と、国でやつてもらつてもなか／＼手が届かないから自分で直接やつて立派な病院にしたいという意気を持つておる場合と両方あると思うのですが、話ほどちらから起る場合が多いのですか。○説明員(島中順一君) 現在のところでは私もよく詳しくはわかりませんが、大体国で呼びかけておるほうが多いのじやないかと思われまして、御承知のようにこれは設備その他建物などが軍の病院を引継いだ関係等で余りよくございましてあります。とにか

く県でやつてもらつて、そういうようなことの上であります。○竹下豊次君 今国立病院がいくつございまして。○説明員(島中順一君) 現在八十二でござい

○竹下豊次君 それですすでに委譲されたのが幾つかあります。○説明員(島中順一君) 委譲されましたのは六カ所でありまして、たのは六カ所でありまして。○竹下豊次君 これはいつから始まりまして六カ所ですか。○説明員(島中順一君) 二十七年

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 そうすると学校を出て国家試験を受けてパスして病院に入ります。そのときからもうすでに遅れているのですか。○説明員(島中順一君) 最初から大分開きがあるのじやないかと思ひます。詳しくはよくわかりませんが、この説明の中にあつたのですが、療養所の病床の増加といふことのために五十五名の増員だといふことですが、病床は全体で幾つふえたことになりまして。○説明員(島中順一君) 五百床ふえることになると思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 本国会に出されておる願予防何とかという法律が立ると相増員をしなければやつて行けないことになるとはなないかと思ひますが、そういう問題は定員の増減に含まれてやられておるかどうかと、もうすでにそれは国立病院を地方に委譲いたしました場合は現員といふものは、全部地方委譲したといふときに引継がれて行くことになつておるかどうかと、その二点だけ。○説明員(島中順一君) 願予防法が改正にま

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

○竹下豊次君 国立病院の技官といひますか、医官、お医者さんの待遇は、

山形、飯坂、若松でございます。
○竹下豊次君 四カ所ですか。そうすると、もう委譲されたわけですか。これから委譲されるというところですか。
○説明員(島中順一君) もうすでに委譲されたものでございます。

○竹下豊次君 そうすると、この人はもうすでに一方に籍を移して現在に欠員になつてゐるのですか。
○説明員(島中順一君) そうです。

○竹下豊次君 そうすると、本年度に又新たに委譲の問題が起つたときはどうなるのですか。
○説明員(島中順一君) それは委譲の問題が起きますと、そのまま予算的には残つて行くわけでありまして、適当な機会に又定員法の改正等がある場合に改正する、こういうことでもあります。

○政府委員(岡部史郎君) 補足して申しますが、定員法も交らないことになりましたが、欠員のは欠員不補充の原則もありますから、その点は適当な機会に又定員法の改正がある場合に改正する、こういうことです。

○委員長(小酒井義男君) 厚生省関係の説明に対する御質疑はほかにございませぬか……
別に御質疑もないようでしたら、一応厚生省関係の質疑は以上で終了したものとしまして次に移ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
それでは次に農林省関係の定員の増減についての説明を受けることといたします。

○説明員(武田誠三君) 農林省関係につきましてお手元に御配付してあります

資料によりまして概略を御説明申し上げます。
農林省の先ず本省であります。改正前の定員が二万五千八百四十五名、改正後の定員が五十七名の減の二万五千七百八十八名であります。この差引増減の内訳であります。最初が特定農業地域振興事務の増加に伴います二十名であります。これは御承知のような各地域に關します特殊立法がいろいろ出て参つております。でこういつた特殊立法の施行に伴ひまして事務が非常な増加をいたして参つております。でこの関係を処理して参りますために二十名の増を認められておるのであります。

その次の農業共済保険事務の増加に伴う増であります。これは農業災害補償法の一部を改正いたしましたして、検査の充実或いは農業共済保険事業に対します共済基金の制度を制定いたしましたのであります。この基金制度の指導監督等のための事務が増加いたしましたに伴ひます人員の増が五名、それから種馬鈴薯の検査強化に伴ひます問題であります。これはいわゆる輪腐病菌の蔓延を防止いたしますために札幌に植物防疫所の支所を設置いたしました。この関係での人員の増が三名であります。

その次の水稲保存栽培及び水稲特性の研究実施に伴う増であります。これはF.A.O.、食糧農業機関に加入いたします関係で、水稲の保存栽培及び水稲の特性研究の必要が生じましてこれに伴ひます研究者の増三名であります。

その次の抗菌性物質添加剤検査実施に伴う増であります。これは家畜の

牛疫の予防薬の生産、いわゆるペニシリンその他の抗菌性物質を添加いたしました薬剤の生産が増加いたしました。これに伴ひまして薬事法によりまして検査を実施いたしました。これらの関係の仕事が拡充いたされたのでこれに伴ひます要員の増加であります。

それから牧野の土壌管理の研究実施に伴ひますものであります。現在非常に荒廃して参りますが、その荒廃しております牧野を更によくいたしまして、その高度利用を図つて行こう、こういうこととの関係から関東東山農業試験場という栃木県の那須に土壌管理研究室を設けまして、これに従事いたします研究員の増であります。

それから飼料の需給及び検査実施に伴う増であります。現在飼料の品質がいろいろままたちでございまして、これを成るべく品質の改善に行きたいということで、飼料の品質改善に關します法律が第十五国会で通過いたしました。それに基きまして飼料検査の事務が新たに始められるわけであります。これに伴ひます人員の増でございます。

その次の農産物取引所監督事務の増加に伴う増であります。これは穀物取引所の関係であります。従来東京、大阪、神戸にありましたが、本年は更に下関にも開設される予定であります。これに伴ひます監督に要する人員の増であります。

その次の鉱害復旧事務の増加に伴う増でございます。これは臨時石炭鉱害復旧法に基きまして、これは臨時石炭鉱害復旧法に基きまして、これに伴ひます事務が増加いたしました。北九州を中心とした

します地域に主なので能本の農地事務局、或いは岡山の農地事務局に關係の人員の増を配置いたしましたのであります。

それから動物検疫事務の増加に伴う増であります。これは各種の家畜或いはその他の動物の輸出入が非常に増加したに伴ひまして、これに伴ひます事務の増加を激増いたしましたために人員の増加を四つてゐるのであります。

その次の中国種畜牧場拡充に伴う増であります。中国種畜牧場の設備が二十七年に大体完了いたしました。これに伴ひまして人員の増加であります。

次に農業共済再保険事務の増加に伴う増十一名であります。災害の評価を公正にいたし、或いは家畜共済の一本化を図つて行くというようなことで、更に畜産共済につきましては従来春蚕、夏秋蚕を一本、一年一期で扱つておつたのであります。本年から春蚕と夏秋蚕とを期別の扱いをするというようなことで共済事務が細かくなつて参りました。これに伴ひます事務の増加に伴うものであります。以上で本省関係で大体九十九名の増員ということに相成ります。

一方減のほうであります。これは最初が広報事務の緊小に伴ひます減七名であります。これは大体新聞その他関係の広報事務を縮小いたしました。これに伴ひます減員が七名であります。

それから内部管理事務の減少に伴う減五名であります。これは従来に給与或いは恩給に關します事務を厚生課から秘書課に移しまして、これに伴ひまして事務及び人員の適正な配置を行

いました関係に伴ひます減であります。次に五名の減は、経済審議庁から二十七年の行政機構の改革に伴ひまして移管されました事務の一部整理縮減に伴ひます人員の減であります。

その次の十七名の減は、本年の四月から農林漁業金融公庫が設立されたのであります。これに伴ひまして専らに事務の転出したりました関係の減であります。

その次の農林漁業資金特別会計の廃止に伴う減で、従来国で行なつておりました農林漁業資金特別会計が農林漁業金融公庫に移されましたので、これに伴ひます事務が減ります関係に伴ひます減であります。

その次の農作物調査事務の合理化に伴う減九十八名であります。これは現在の統計調査事務に關するものであります。その事務所出張所の事務処理の合理化に伴ひまして九十八名の減を見込んだのであります。このうち九十五名は先ほど申し上げました増加人員と見合つております。差引減の合計が百五十六名、差引いたしまして五十七名の本省関係の人員の減ということに相成るわけでございます。

次に食糧庁の関係でございます。これは現在の定員二万八千三百三十二名、これが九十六名定員が落ちまして二万八千三百三十六名、このうち七名は経済審議庁から移管されました事務の整理簡素化に伴うものであります。

それから八十九名は事務処理の合理化に伴ひます減員でございます。次に林野庁は二万二千二百十八名の定員が十八名減りまして二万二千二百名でございます。この内訳をいたしまして

は農林漁業金融公庫が設立されるに伴いまして、それから経済審議府から移管せられた事務の簡素化に伴います。それが二名、更に事務処理の合理化に伴います。十三名でございます。

それから水産庁の関係でございますが、これは現在千五百二名の定員が五十九名減員になりまして千四百四十三名になります。その内訳といたしましては一方が増がございまして、これは中小漁業融資に對します保証制度が中小漁業融資保証法が施行されましたのでございまして、これに伴います。事務の増加によりましては十四名の増、それから日米加三國漁業條約に基きましてこれに提出いたしました資料の収集作成等によりまして事務の増加によりまして三名の人員増加と、それから更に漁区が漸次拡張されて参つておりますが、拡張されました漁区におきます漁船の保護のための増員の必要に伴います。その二名でございます。それから更に水産資源の開発調査、或いは漁業経営の能率化に資するために漁況予報或いは海底の状況の調査等を行ひまして資源の開発に努めておりますが、これに伴います人員の増加二十二名でございます。それから水産関係の改良普及事業を実施いたしますために水産試験研究機関を指導いたしますための増員の要十二名でございます。更に漁船再保険事務の増加が予定されまして同時に、漁船の満期保険制度を実施いたします関係から、これに伴います人員の増加五名でございます。その次に漁船整備とありますが、これは漁港のミクス・プリントでございます。漁港整備に力を尽して参つておりますが、この事

務が拡充されて参りましたことに伴いまして五名の人員増をいたしてござります。以上で水産関係の人員増の分が六十三名。

それから減のほうであります。これは先ほども申しました農林漁業金融公庫が設立されましたに伴いまして、それからの転出に伴います減が三名でございます。

次の水産業基礎調査制度の廃止に伴う減百十八名と非常に大きな数字になつておるのであります。これは現在水産関係の調査は統計調査部で行つておられます。センサスのほか、水産庁で水産業基礎調査というものを行なつておつたのであります。これは主に企業的な漁業の経営に關する調査でございます。これにつきましては都道府県におきましては相当程度さういつた調査をやつておるのであります。都道府県の調査機能を活用して行こうということ、水産庁において実施しておりましたさういつた調査を廃止したのであります。これに伴います人員の減が百十八名でございます。

経済審議府から移管されました事務の簡素化に伴いますの一名減、減の合計が百二十二名で、差引いたしまして五十九名の減、さういふことに相成るわけでございます。

農林省関係の定員法改正の概要を申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 只今の農林省関係の説明に關する御質問ありませんか。

○長島銀藏君 ちやうと中国種畜牧場というのはどこにあるのですか。

○説明員(武田誠三君) 広島県でございます。

○長島銀藏君 ついでにもう一つ伺つておきます。一番しまいの十二名増加の分は属しますが、水産試験研究機関を指導するための増員が必要である、都道府県と書いてございまして、これは主としてどこでございまして、それをちよつと伺いたい。

○説明員(武田誠三君) これは県の水産試験場、そのほか八海区に試験場がございますが、それに対します指導でございます。

○竹下豊次君 この農作物調査事務処理の合理化に伴う減九十八名は全定員のどのくらいの割合になつておりますか。

○説明員(武田誠三君) 現在の統計調査部関係の地方の関係であります。定員は一万二千四百十三名でございます。

○上原正吉君 ちよつと関連して、今の農作物調査事務処理の合理化に伴う減というのは欠員の三割減という意味なのですか。

○説明員(武田誠三君) 欠員の三割減とはこれは別でございます。

○竹下豊次君 合理化に伴う減員と書いてありますが、地方に行つてみますと手が足りないで困る、困るとやかましく言つておるので、これはどういふ合理化ですか、何か調査の事項でも減らされますか。

○説明員(武田誠三君) これは現在統計調査部で行つております調査事項を直ぐに減らすということでは必ずしもないわけでありまして、この九十八名の減はこにもちよつと書いてございまして、九十五名の前のほうの本省のいろいろな仕事の増加に伴いますものと見合ひして、こちらのほうへの

配置転換を一部考えておるわけでありまして。

○竹下豊次君 そうしますと、農作物の調査事務が現在不合理であるからそれを合理化するという意味でなく、ほかのほうを合理化するために必要であるからこつちのほうからさいてある、さういふことになりませんか。それで間に合ふという、それだけのことでございませんか。

○説明員(武田誠三君) これはまあ端的にそれで間に合ふと、さう結論付けられると、さういふさういふ面もあるのではありませんが、できるだけ統計調査部の末端事務につきましてもお話のよりに非常に忙しいとき、或いはひまなとき、ひまな申しますとあれですが、まあ農作物でありますから仕事の繁閑もあるわけでありまして、従いましてそれからの調査事務についても調整と申しますから事務内容の調整ということもいろいろまあ考へて行かなければならぬところもあるかと思ひます。それから合理化の一方仕事は本省関係その他にもふえて参りますので、配置転換をやつて内部的な合理化をやつて行く、さういふさういふ考へ方でございます。

○竹下豊次君 先ほど御説明になりました閣議で決定した三割減の問題ですね。あれは各省において欠員の三割を一律に減して行くということ、それぞれが各局においてとか、各課においてとかという標準じやないのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 竹下委員のおつしやる通りでございます。

○竹下豊次君 それからもう一つお尋ねしたいのですが、一番おしまいの頁の水産業基礎調査員制度の廃止、これはいつから廃止されたのですか。

○説明員(武田誠三君) この関係の定員は八月一ぱい残つております。でその上に廃止とさういふことに相成つております。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと一、二点お尋ねしたいのですが、今農林省の本省関係の欠員というのはいかかりますが、本省、食料庁、林野庁の別で……。

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答えいたしますが、四月一日現在の欠員と申しますと、本省では二百三十八名、食糧庁では三百九十三名、林野庁では二十八名、水産庁では五名、合計六百六十四名の欠員ということに相成つております。五月一日現在においては、もう少し減つたろうと思つております。

○上原正吉君 それでは欠員の三割減ということ、農林省はやらぬといふことになりませんか。

○説明員(武田誠三君) 農林省関係で欠員の三割減に該當いたしてありますのは、外局関係でありまして、食糧庁と林野庁につきましては三割減に相当するものが出て来ております。

○上原正吉君 そうしますと、林野庁における事務処理の合理化に伴う減十三名というのがそれに當るわけでございますか。

○説明員(武田誠三君) お話の通りでございます。なお食糧庁の関係は八十九名というのが上から二行目にございまして。

○委員長(小酒井義男君) そうしますと、もう一度水産庁の欠員が五名のこところへ五十九名の定員が減るといふことになると、実際やめなければならぬ

のがこの差の五十四名は出るというこ
とになるのか、そのほかで何か御操作
される余地があるのか、その点はどう
なりますか。

○説明員(武田誠三君) これは実際問
題としては出血は殆んどないと考えて
おります。と申しますのは、農林省全体
といたしまして先ほど申し上げました
ように欠員不補充の原則によりまして
相当の欠員を抱えておるわけでありま
すが、それらの方面の合理的な配置転
換その他も考えて参りました。そういう
問題の起らないようにしたいというふ
うに考えております。

○竹下豊次君 御説明があつたのかも
知れませんが、水産庁の百十八人が八
月で整理されるわけですが、これは技
術の専門が大分多いのではかの所にち
よつと融通がきかないような気がしま
すけれども、都道府県にでも廻される
ということになりますか。

○説明員(家治清一君) お答え申上げ
ます。お話の通り水産の基礎調査に従
事しておりました職員が現在まだ従事
しておるわけでございます。この職員
の中には大体において水産関係の学歴
を持つ者が多いのでございます。もつ
とも中には入つてからおぼえたという
ようなものも若干ございます。仰せのよ
うに実際問題としてなか／＼居住の條
件なり、家族の條件なりいろいろあり
まして転換がちよつと困難なものも若
干はあると思ひますが先ほど文書課長
からお答え申上げましたようにできる
だけ振替を促進して参りたい。でどう
してもむずかしいむきにつきましては、
私どもの努力をいたしましては、
地元(の県なり)或いは漁業協同組合連合
会なりそういう所へ或いは採用して

頂きますように実は目下努力中でござ
います。

○竹下豊次君 これは農林省内部では
海の人を山に持つていくわけに行かな
いだろうと思つております。ちよつとど
も骨が折れるのじやないかと思つてお
ります。県のほうでもなか／＼今人を
ふやす時期じやない。特に地方でなん
でしようが本省でこの調査をおやめに
なりましたがために都道府県の調査の
ほうが又忙しくなるのだというよう
なこともありませんか。そうだとす
ると、ちよつとそちらのほうに廻つても
らうと大変都合がいいのじやないかと
思ひますけれども。

○説明員(家治清一君) お話のよう
にむずかしいでございますが、先ほどちよ
つと御説明を落しました、百十八名
中こちらで水産庁の仕事の中でも振替
可能が五十二名ございますので、実際
は基礎調査員といたしましては全体で
五十九名、こういうことになつており
ます。そのうち基礎調査員以外のもの
を三名含んでおりますから五十六名で
ございまして、それで考え方としまして
は仰せのようにはから局に振替えるの
がむずかしいのでございまして、やや
似た仕事に関連して振替ができるとい
うものもございまして、まあ例を上げま
すと若干の場合は統計調査部というよ
うな仕事に関しては向くと考えており
ます。それでその他は新しく県のほ
うに仕事を余計ふかすというような状
況には今なつておりませんので、県の
仕事はふえたからそこへ振替えるとい
うことはちよつとむずかしいのでござ
いまして、ただたとえて申しますと原
では水産試験場を強化して行く、或い
は水産指導所を強化して行くというよ

うな計画もある所もございまして、そ
ういふ場合においてはその人の持つて
いる技術を利用と申しますか、まあ例
えば漁業協同組合とか、保険組合と
か、そういうふうな地元等で接触の
ある所へできるだけまあお世話をし
たいという考えでございます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに農林
省関係の定員の増減の理由についての
御質疑ございせんか……別にないよ
うでしたら農林省関係は以上で一応終
了したものといたして御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小酒井義男君) それでは本
日これにて散会いたします。
午後四時二十分散会